

四	三	二	一	○
發行方法	用振等替法の適	の法發号名	平行成條件	平省令國債の發行告示
		條律行稱	二十三件二十等七十七年	第ニ三十号
		項及のび根そ拠	等十七年	年次七月
		及び記	七七年	等第ニ八月

債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利
 市め別つ入入。○格替適下へ債項律計号法め營四政三付
 場る参て札札に以を機用一平、第ニ一律のに号法回國
 特も加、と発よ下競関を振成株二關第一公必一庫
 別の者財同行る「争は受替式十す二平債要第昭
 参にご務時一発価に日け法十三年等の三る条成のな四和
 加よと大にと行格付本銀もとの法第二發財條二
 者るに臣行い競し銀もとの法第十行源第十
 .発応がわう以争て行のいう第ニ四の一二
 第行募各れ。○下入行ととしに四平並年特確項年
 I(以限国る、「札わする。」)十七関十成び法例保及法
 非下度債入価価「れ。」の十五する六十に律にをび律
 価一額市札格格とるそ規九特第關國財第三
 格国を場で競競い入の定五号第年別百する政三
 第年五

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロ
イ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

法め當五つ定う額
 律のに億いにち面
 第公必三て基、金
 二債要千はづ財額
 条のな四、き政で
 第発財百額発法一
 一行源二面行第兆
 項のの十金し四八
 の特確万額た条百
 規例保円で利第九
 定にを、九付一
 に關國財百國項
 基する政ニ債の
 づるた運十に規

込募各当も各
 み限国ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内參募應
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發應がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入
 価一を場での
 格國定特あ決
 競債め別つ定
 爭市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

七

ハ

ロイ
払

ハ

ロ

争非者特国行争非者特国入価
 入価・別債入価・別債札格
 札格第参市札格第参市発競金
 発競II加場発競I加場行争額

円千六百六十
 一一億千七百三十五万

千兆二十九
 億三十四億三千五百万円

でた条特
 千利第別
 六付一會
 百国項計
 三債のに
 十に規關
 一つ定す
 億いにる
 円て基法
 づ律
 額き第
 面發四
 金行十
 額し六

でた条特五つ定す千はき
 千利第別十いにる八、發
 百付一會七て基法百額行
 億国項計億はづ律四面
 円債のに三、き第十金
 に規關千額發四万額
 つ定す七面行十円で
 いにる百金し六、三
 て基法四額た条特千
 づ律十で利第別四
 額き第万六付一會百
 面發四円千国項計九
 金行十五債のに億
 額し六百に規關二て

十
十
三
二

十
十
ロ
イ
一

九
八
發
振額最
替低行
額面
単位金

の経利入価・別債行争非者特国入価發
払過札格第参市及入価・別債札格行行
込利發競Ⅱ加場び札格第参市發競価
み子率行争非者特国發競I加場行争格日

(二)	ト年	五額錢額 錢面以面 金上金	平す額の振 成るの記替 二十。整載法	五 万 円
るに	む十式は一			
も係發	も号に、募・			
のる行	のによ払入三			
と所時	と規り込決パ			
し得に	す定算金定一			
て税お	$\frac{13}{100} \times \frac{34}{365}$ るす出額のセ			
振がい	るしに通ン			
替源て	期た加知ト			
口泉、	日金えを			
座徵そ	に額、受			
簿収の	払を次け			
中さ利	い第のた			
のれ子	込二算者			
		五額錢額 錢面以面 金上金	平す額の振 成るの記替 二十。整載法	五 万 円
		額の額 百それ円	數又の 十七年	数又の 倍は規
		にぞに つれつ	金記定 七月	の記定 金録に
		きのき	月二十四	額はよ
		百応百	日	に、る
		一募一		よ最振
		円価円		る低替
		八格八		も額口
		十十		の面座
				と金簿

二十九十八十
九八七六十五

十四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限予以

初
期
利
子

平成大内から通知を受けた者
財務大臣
年七月二十四日
本面成利てを年銀金四子、支六行額十をそ払月百七支の期二円年払日と十
に六う以し日
つ月。前、及
き二
百十
円日
に期月
属に二
すお十

規下は払し払平定、期た期成る金受居にあ者債乗金にの口す次そが金と二。^{額け住よるがをじ額よに座る者り場非発たにりつに}額の銀額し十期及翌行を、七日び営休支次年に第業業払の十
 $\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100 \times 1.1}$
つ十日日う算二
い六にに。式月
て号支當たに二
同に払ただよ十
じおうるしり日
いへと、算を
て以き支出支